

魚津市告示第44号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱の一部改正について  
魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱（令和4年魚津市告示第23号）  
の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) - (4) (略) <u>(5) 住民登録の日 夫婦又はパートナーが共に魚津市に住民登録をした日をいう。</u></p> <p>第3条・第4条 (略) (助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は次のとおりとし、電子地域通貨MiraPay (ミラペイ) の行政コインで支給するものとする。 (1) 新婚世帯助成金 <u>10万円</u> (2) 子育て世帯助成金 <u>1年目10万円</u>、2年目10万円、3年目10万円 (交付申請)</p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) - (3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>第7条・第8条 (略) (交付決定の取消及び助成金の返還)</p> <p>第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が交付を不相当と認めた場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記1】 様式第2号(第6条関係) 【別記2】</p>	<p>第1条 (略) (用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) - (4) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略) (助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は次のとおりとし、電子地域通貨MiraPay (ミラペイ) の行政コインで支給するものとする。 (1) 新婚世帯助成金 <u>20万円</u> (2) 子育て世帯助成金 <u>1年目20万円</u>、2年目10万円、3年目10万円 (交付申請)</p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) - (3) (略) (4) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>第7条・第8条 (略) (交付決定の取消及び助成金の返還)</p> <p>第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>その他市長が交付を不相当と認めた場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係) 【別記1】 様式第2号(第6条関係) 【別記2】</p>

改正後	改正前
様式第3号・様式第4号 (略) 様式第5号 (第8条関係) 【別記3】	様式第3号・様式第4号 (略) 様式第5号 (第8条関係) 【別記3】

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

電話番号

## 魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

申請する助成金に○印をお願いします。

子育て世帯助成金			新婚世帯助成金
1年目 (10万円)	2年目 (10万円)	3年目 (10万円)	10万円

(電子地域通貨ミラペイでの支給となります。)

添付書類（1年目のみ）

- 1 賃貸借契約書の写し
- 2 新婚世帯の場合、婚姻年月日を証明する書類（戸籍謄本等）又は富山県パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 3 魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- 4 その他必要書類

## 同意書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、次の事項を確認することに同意します。

- 1 現住所の確認にあたり住民基本台帳への照会を行うこと。
- 2 申請者及び世帯員又はパートナーの市税等の納付状況について確認すること。

年 月 日

住 所

(申請者) 氏 名

生年月日

年

月

日

(世帯員又はパートナー) 氏 名

生年月日

年

月

日

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて申請者 住所  
氏名  
電話番号

## 魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

申請する助成金に○印をお願いします。

子育て世帯助成金			新婚世帯助成金
1年目 (20万円)	2年目 (10万円)	3年目 (10万円)	<u>20万円</u>

(電子地域通貨ミラペイでの支給となります。)

添付書類（1年目のみ）

- 賃貸借契約書の写し
- 新婚世帯の場合、婚姻年月日を証明する書類（戸籍謄本等）又は富山県パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- その他、必要書類

## 同意書

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、次の事項を確認することに同意します。

- 現住所の確認にあたり住民基本台帳への照会を行うこと。
- 申請者及び世帯員の市税等の納付状況について確認すること。

年 月 日 住 所  
(申請者) 氏 名  
生年月日 年 月 日  
(世帯員) 氏 名  
生年月日 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書

子育て新婚世帯移住助成金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 魚津市子育て新婚世帯移住助成事業に関する報告及び現地調査について、魚津市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 転入日から3年以内に市外に転出することが決まった場合、ただちに魚津市へ報告します。
- (3) 転入日から3年以内に市外に転出した場合は、助成金の交付が失効するものとし、交付を受けた助成金に相当する現金をすみやかに返還することに応じます。
- (4) 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

様式第2号（第6条関係）

魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書

子育て新婚世帯移住助成金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 魚津市子育て新婚世帯移住助成事業に関する報告及び現地調査について、魚津市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 転入日から3年以内に市外に転出することが決まった場合、ただちに魚津市へ報告します。
- (3) 転入日から3年以内に市外に転出した場合は、助成金の交付が失効するものとし、交付を受けた助成金に相当する現金をすみやかに返還することに応じます。
- (4) 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

氏名

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話番号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯移住助成金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由



様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話番号

魚津市子育て新婚世帯移住助成金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯移住助成金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

## 附 則

### 1 (施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

### 2 (経過措置)

令和6年3月31日までに住民登録をした者の助成金の額については、なお従前の例による。